

# 1 保健福祉行政機関

<b>I. 健康福祉部門各課(センター)の所掌事務</b> .....	<b>7</b>
1. 福祉事務所／健康福祉部 .....	7
(1) 福祉事務所 .....	7
(2) 健康福祉部 医療・介護・保険部門.....	8
(3) 各支所「地域総務課」 .....	8
2. 各課配置図並びに住所、電話、FAX 番号 .....	9
<b>II. 公の施設</b> .....	<b>11</b>
(1) 諫早市健康福祉センター .....	11
(2) 諫早市健康福祉センター森山分館（森山保健センター） .....	11
(3) 多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」 .....	11
(4) 社会福祉会館.....	12
(5) 高来ふれあい会館.....	12
(6) 小長井さざんか会館 .....	13
(7) 新道福祉交流センター.....	13
(8) 上山荘南館 .....	13
(9) たらみ福祉活動センター .....	13
(10) 森山老人福祉センター.....	14
(11) 高来しゃくなげ荘.....	14
(12) 小長井健康センター .....	14
(13) 公の施設位置図 .....	15
<b>III. 関係附属機関</b> .....	<b>17</b>
(1) 健康福祉審議会 .....	17
(2) 民生委員推薦会 .....	17
(3) 食育推進会議.....	17
(4) 諫早市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 .....	17



# 保健福祉行政機関

## I. 健康福祉部門各課(センター)の所掌事務

### 1. 福祉事務所／健康福祉部

#### (1) 福祉事務所

福祉事務所は、社会福祉全般の様々な問題について相談を受け、必要に応じて援助や施設入所などの業務を行う窓口として設置されています。諫早市においては、本庁のこども支援課、高齢介護課、障害福祉課、保護課、福祉総務課及び各支所地域総務課がこれに相当します。

こども支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援法の運用に関する事。</li> <li>2 児童福祉法に基づく援護（障害児に係るものを除く。）を実施すること。</li> <li>3 母子及び父子並びに寡婦福祉法の運用に関する事。</li> <li>4 児童虐待の防止等に関する法律の運用に関する事。</li> <li>5 児童手当に関する事。</li> <li>6 児童扶養手当に関する事。</li> <li>7 福祉医療費（子ども、母子、父子及び寡婦等に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>8 養育医療の給付に関する事。</li> <li>9 児童福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。</li> <li>10 市立保育所に関する事。</li> <li>11 児童館に関する事。</li> <li>12 すくすく広場に関する事。</li> </ol>
高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人福祉法に基づく援護を実施すること。</li> <li>2 高齢者の福祉に関する事。</li> <li>3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関する事。</li> <li>4 高齢者福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関する事。</li> <li>5 シルバー人材センターに関する事。</li> <li>6 上山荘南館に関する事。</li> <li>7 森山老人福祉センター、多良見ローンボウルズ場、高来しゃくなげ荘、高来屋内ゲートボール場及び小長井ゲートボール場に関する事。</li> </ol>
障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の実施に関する事。</li> <li>2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>3 身体障害者福祉法に基づく援護を実施すること。</li> <li>4 知的障害者福祉法に基づく援護を実施すること。</li> <li>5 精神障害者の福祉に関する事。</li> <li>6 児童福祉法に基づく援護（障害児に係るものに限る。）を実施すること。</li> <li>7 福祉医療費（心身障害者に係るものに限る。）に関する事。</li> <li>8 特別児童扶養手当に関する事。</li> <li>9 障害者（障害児を含む。）福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人の認可等に関する事。</li> <li>10 新道福祉交流センターに関する事。</li> </ol>
保護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護の実施に関する事。</li> <li>2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。</li> <li>3 中国残留邦人等に対する支援給付等に関する事。</li> <li>4 生活困窮者の自立支援に関する事。</li> </ol>

福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉部の行政に関し調整を行うこと。</li> <li>2 民生委員及び児童委員に関すること。</li> <li>3 各種の福祉計画の総括に関すること。</li> <li>4 原子爆弾被爆者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。</li> <li>5 もとの軍人及び軍属の恩給に関すること。</li> <li>6 災害罹災者の応急援助に関すること。</li> <li>7 社会福祉法人の認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</li> <li>8 社会福祉法人の指導監査に関すること。</li> <li>9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び介護保険法に基づく事業者等の監査に関すること。</li> <li>10 福祉事務所に関すること。</li> <li>11 社会福祉協議会に関すること。</li> <li>12 社会福祉会館に関すること。</li> <li>13 たらみ福祉活動センター、高来ふれあい会館及び小長井さざんか会館に関すること。</li> <li>14 上記に記載のあるもののほか、健康福祉部の事務で他課の所掌に属しないもの。</li> </ol>
-------	--

## (2) 健康福祉部 医療・介護・保険部門

保険・健康づくりの事務を行います。

高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険に関すること。</li> <li>2 地域包括支援センターに関すること。</li> <li>3 地域包括支援センター運営協議会に関すること。</li> <li>4 介護保険法に基づく事業者の指定及び指導監督に関すること。</li> </ol>
保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険に関すること。</li> <li>2 国民年金に関すること。</li> <li>3 後期高齢者医療に関すること。</li> </ol>
健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康増進に関すること。</li> <li>2 母子保健に関すること。</li> <li>3 成人保健に関すること。</li> <li>4 感染症予防に関すること。</li> <li>5 精神障害者の医療及び保護に関すること。</li> <li>6 健康福祉センターの管理運営に関すること。</li> <li>7 多良見食工房まんだりん及び小長井健康センターに関すること。</li> </ol>

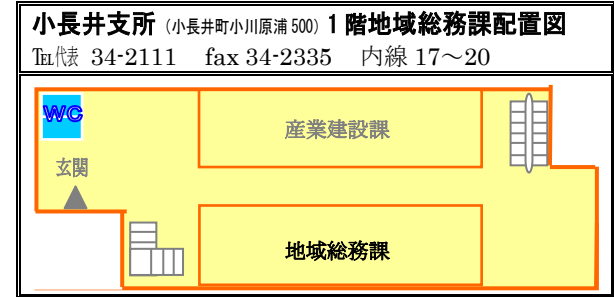
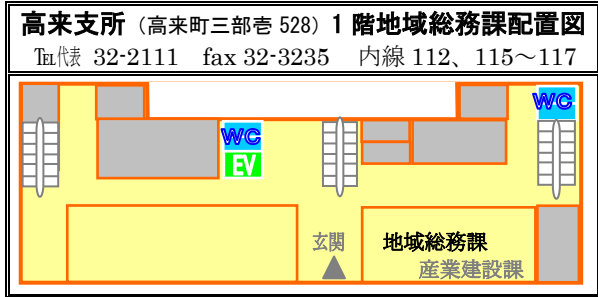
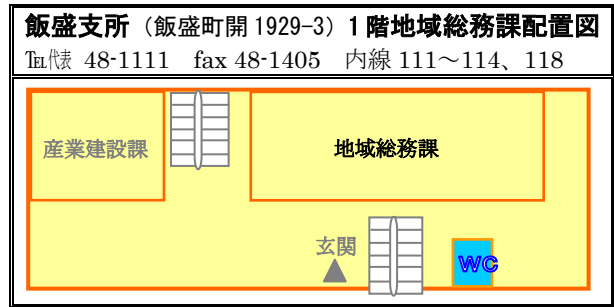
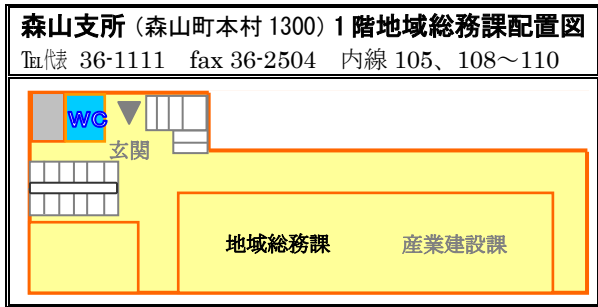
## (3) 各支所「地域総務課」

健康福祉全般を担当します。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管区域の民生委員及び児童委員に関すること。</li> <li>2 障害者福祉に関すること。</li> <li>3 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。</li> <li>4 福祉医療費、各種手当その他給付事業に関すること。</li> <li>5 生活保護に関すること。</li> <li>6 高齢者福祉に関すること。</li> <li>7 介護保険に関すること。</li> <li>8 国民健康保険に関すること。</li> <li>9 国民年金に関すること。</li> <li>10 後期高齢者医療に関すること。</li> <li>11 地域保健に関すること。</li> </ol> <p>上記に記載のあるもののほか、諫早市組織規則に規定する健康福祉部の所掌事務のうち市長が定めるもの。</p>
--

## 2. 各課配置図並びに住所、電話、FAX 番号

<b>諫早市役所本館 (東小路町 7-1) 各課配置図</b> <span style="float: right;">市代表電話 22-1500 健康福祉部 fax 22-0431</span>	
<p><b>1階</b> 健康福祉部 fax 24-0901</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉課 TEL 22-2366 内線 3121~3127</li> <li>○ 保険年金課 TEL 22-2410 内線 3131~3139 3141~3142</li> </ul>	<p><b>2階</b> 健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ こども支援課 TEL 22-2421 内線 3221~3229 3271~3275</li> <li>○ 高齢介護課 TEL 22-2359 内線 3241~3243 3245~3249 3251~3254 3256~3258</li> <li>○ 保護課 TEL 22-2389 内線 3231~3239 3261~3265</li> </ul>
<p><b>3階</b> 健康福祉部 fax 22-0431</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉総務課 TEL 22-2354 内線 3382~3384</li> </ul>	
<p><b>健康福祉センター (宇都町 29-1) 配置図</b> TEL 代表 27-0700 fax 27-0717</p>	<p><b>多良見支所 (多良見町化屋 1800) 1階地域総務課配置図</b> TEL 代表 43-1111 fax 43-2072 内線 122~125</p>



## II. 公の施設

### (1) 諫早市健康福祉センター

住 所	宇都町 29 番 1 号 [P15図 1]	電 話 番 号	27-0700			
設置目的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図る。					
機能設備等	貸室 4 室					
開館時間	午前 9 時から午後 10 時まで					
休 館 日	祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日					
基本使用料	◎貸室					
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時	18~22 時
	多目的ホール	354.57 m <sup>2</sup>	300 人	4,190 円	6,290 円	6,290 円
	第一研修室	209.64 m <sup>2</sup>	80 人	2,830 円	3,770 円	3,770 円
	第二研修室	35.47 m <sup>2</sup>	15 人	630 円	840 円	840 円
	調理実習室	113.22 m <sup>2</sup>	30 人	1,570 円	2,100 円	2,100 円
	★多目的ホール(研修システム)	—	—	1,570 円	2,100 円	2,100 円
	★第一研修室(研修システム)	—	—	940 円	1,260 円	1,260 円
★研修システムはマイク・ビデオなどの音響設備です。使用される場合はこの料金がかかります。						

### (2) 諫早市健康福祉センター森山分館（森山保健センター）

住 所	森山下町下井牟田 1238 番地 [P16図 3]	電 話 番 号	35-2866		
設置目的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図る。				
開館時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで				
休 館 日	土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日				

### (3) 多良見食生活改善センター「食工房まんだりん」

住 所	諫早市多良見町 521 番地 [P15図 2]	電 話 番 号	43-1111(多良見支所地域総務課)			
設置目的	食生活の改善、健康の増進及び食文化の向上を図る。					
機能設備等	貸室 2 室					
使用可能時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで					
休 館 日	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで					
基本使用料	◎貸室（1 時間あたり）					
		面積	収容人員等	使用料		
				市内居住者	市外居住者	冷暖房使用料
	調理実習室	70 m <sup>2</sup>	20~30 人程度	210 円	420 円	210 円
交流談話室	37 m <sup>2</sup>	110 円		210 円	110 円	

**(4) 社会福祉会館**

住 所	新道町 948 番地 [P15図 1]	電 話 番 号	24-5100	
設 置 目 的	市民に地域福祉活動の場を提供し、もって福祉の増進を図る。			
機 能 設 備 等	貸室 8 室			
開 館 時 間	午前 9 時から午後 10 時まで			
休 館 日	祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日			
基本使用料	◎貸室（1 時間あたり）			
		面積	収容人員等	使用料
	多目的ホール	256 m <sup>2</sup>	150 人程度	730 円
	小会議室	72 m <sup>2</sup>	20 人程度	210 円
	第 1 会議室	63 m <sup>2</sup>	20 人程度	210 円
	第 2 会議室	39 m <sup>2</sup>	15 人程度	110 円
	録音室	28 m <sup>2</sup>	ブース 2 区画	110 円
	第 1 講座室	55 m <sup>2</sup>	25 人程度	110 円
	第 2 講座室	63 m <sup>2</sup>	30 人程度	110 円
中会議室	165 m <sup>2</sup>	120 人程度	520 円	

**(5) 高来ふれあい会館**

住 所	高来町黒崎 325 番地 [P16図 5]	電 話 番 号	32-3468						
設 置 目 的	住民の福祉の増進と健康で文化的な魅力あるまちづくりを図る。								
機 能 設 備 等	貸室 6 室、浴場								
開 館 時 間	午前 9 時から午後 10 時まで（浴場は午前 11 時から午後 3 時まで）								
休 館 日	8 月 15 日、12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日 （浴場は月曜日、祝日の翌日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日、12 月 28 日から翌年の 1 月 3 日までの日）								
基本使用料	◎貸室 別表のとおり								
	◎浴場 一般 110 円 ※市外居住者 160 円。団体割引あり。								
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時	17~22 時	9~17 時	13~22 時	9~22 時
	ふれあいホール	635 m <sup>2</sup>	500 人程度	5,030 円	6,290 円	7,650 円	11,630 円	12,990 円	18,330 円
	やすらぎホール	212 m <sup>2</sup>	170 人程度	2,100 円	2,510 円	2,930 円	4,090 円	4,400 円	5,970 円
	さわやかホール	167 m <sup>2</sup>	140 人程度	1,990 円	2,410 円	2,720 円	3,670 円	4,090 円	5,340 円
	和 室	43 m <sup>2</sup>	和室 22 畳	1,360 円	1,470 円	1,680 円	1,990 円	2,100 円	2,620 円
		57 m <sup>2</sup>	和室 26 畳						
	談話室	98 m <sup>2</sup>	80 人程度	1,680 円	1,890 円	2,100 円	2,720 円	2,930 円	3,770 円
		30 m <sup>2</sup>	和室 12.5 畳						
64 m <sup>2</sup>		50 人程度							
調理室	70 m <sup>2</sup>	調理台 4 台	1,780 円	2,100 円	2,410 円	3,140 円	3,460 円	4,510 円	



**(6) 小長井さざんか会館**

住 所	小長井町井崎 127 番地 [P16図 6]	電話 番号	34-2966		
設 置 目 的	住民の福祉の増進と健康で明るい生活の推進のため。				
機 能 設 備 等	貸室 4 室、浴場				
開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで（浴場は午前 11 時から午後 4 時（月曜日のみ午後 2 時）まで）				
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 （浴場は日曜日、火曜日、木曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）				
基本使用料	◎貸室 別表のとおり				
	◎浴場 一般 110 円 ※市外居住者 160 円。団体割引あり。				
		面積	収容人員等	9~12 時	13~17 時
	大広間	164 m <sup>2</sup>	130 人程度	2,100 円	2,510 円
	老人憩の間	96 m <sup>2</sup>	80 人程度	1,570 円	1,890 円
	研修室	45 m <sup>2</sup>	30 人程度	1,050 円	1,260 円
	調理室	50 m <sup>2</sup>	調理台 2 台	1,780 円	2,100 円

**(7) 新道福祉交流センター**

住 所	新道町 999 番地 1 [P15図 1]	電話 番号	24-1001
設 置 目 的	スポーツ、レクリエーション等を通じて、障害者及び高齢者の社会参加及び生きがい活動の推進並びに障害者等とその他の市民との交流を図る。		
機 能 設 備 等	アリーナ		
開 館 時 間	午前 9 時から午後 10 時まで		
休 館 日	水曜日、8 月 14 日及び 8 月 15 日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日		
基本使用料	◎コート 1 面（1 時間あたり）「バスケットボール」420 円、「バレーボール」420 円、「バドミントン」210 円、「卓球」170 円		
	◎コート全面 「定められた用途外の使用」 840 円		
	◎コート半面 「定められた用途外の使用」 420 円		

**(8) 上山荘南館**

住 所	宇都町 29 番 2 号 [P15図 1]	電話 番号	23-2488
設 置 目 的	高齢者に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、もって高齢者の福祉の向上に資するため。		
開 館 時 間	午前 9 時から午後 4 時まで（浴場は午前 10 時から午後 3 時まで）		
休 館 日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	160 円		

**(9) たらみ福祉活動センター**

住 所	多良見町化屋 1800 番地 [P15図 2]	電話 番号	43-1111 (多良見支所地域総務課)	
設 置 目 的	市民の自主的な地域福祉活動の支援及び推進を図るため。			
機 能 設 備 等	貸室 2 室（大会議室・小会議室）、市民活動室、多目的ルーム、談話室			
開 館 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで			
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日			
基本使用料	◎貸室(1 時間あたり)			
		面積	収容人員	使用料
	大会議室	89 m <sup>2</sup>	36 人	310 円
	小会議室	49 m <sup>2</sup>	16 人	160 円

**(10) 森山老人福祉センター**

住 所	森山町本村 1300 番地 [P16図 3]	電話 番号	36-0889
設 置 目 的	福祉の増進及び健康で明るい生活の推進。		
貸 室	貸室 4 室		
機能設備等	浴場		
開 館 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (浴場は午前 10 時から午後 3 時 30 分まで)		
休 館 日	日曜日、土曜日、祝日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日、12 月 28 日から翌年 1 月 3 日までの日		
基本使用料	◎浴場 一般 60 円 ※小人、60 歳以上の方など減免あり。団体割引あり。		

**(11) 高来しゃくなげ荘**

住 所	高来町黒崎 317 番地 1 [P16図 5]	電話 番号	32-3468
設 置 目 的	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し各種サービスの提供を行うため。		
開 館 時 間	午前 9 時から午後 4 時まで		
休 館 日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	無料		

**(12) 小長井健康センター**

住 所	小長井町井崎 127 番地 [P16図 6]	電話 番号	34-3138
設 置 目 的	市民の健康の増進、体力の保持・向上及び市民相互のふれあいを図るため。		
機能設備等	人工温泉(炭酸カルシウム温泉)浴室、サウナ、トレーニング室(機器 8 機種)、休憩室		
開 館 時 間	午前 10 時から午後 9 時まで (火曜日については午後 8 時まで)		
休 館 日	水曜日 (水曜日が祝日に当たるときは、その直後の休日でない日)、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日		
入 館 料	◎入館料 (1 回あたり)		
	大人(満 16 歳以上)	市内居住者 310 円	市外居住者 420 円
	小人(満 7 歳以上 16 歳未満)	市内居住者 210 円	市外居住者 310 円
	◎回数券		
	大人(12 枚つづり)	市内居住者 3,100 円	市外居住者 4,200 円
小人(12 枚つづり)	市内居住者 2,100 円	市外居住者 3,100 円	

### (13) 公の施設位置図

図 1

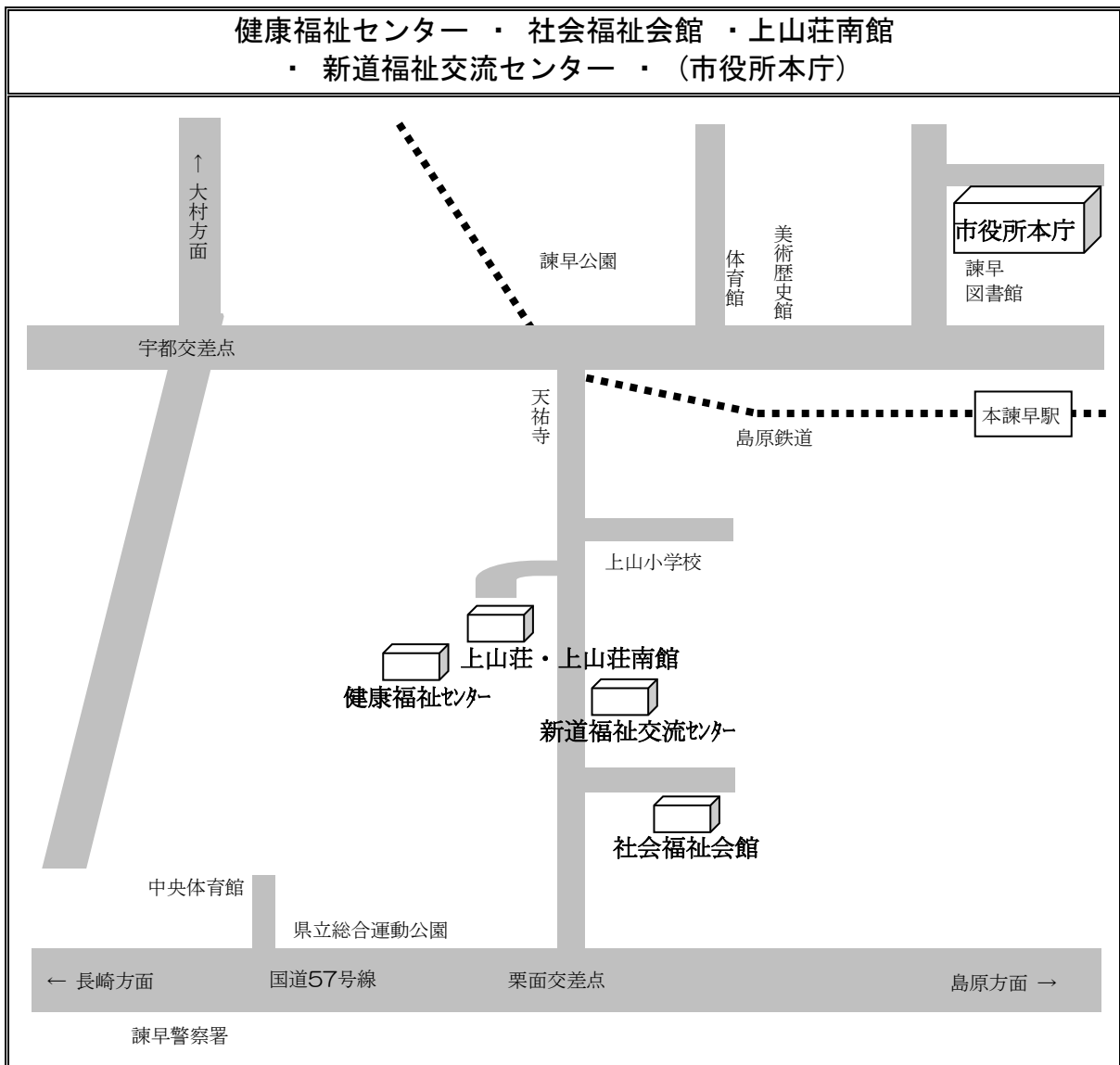


図 2

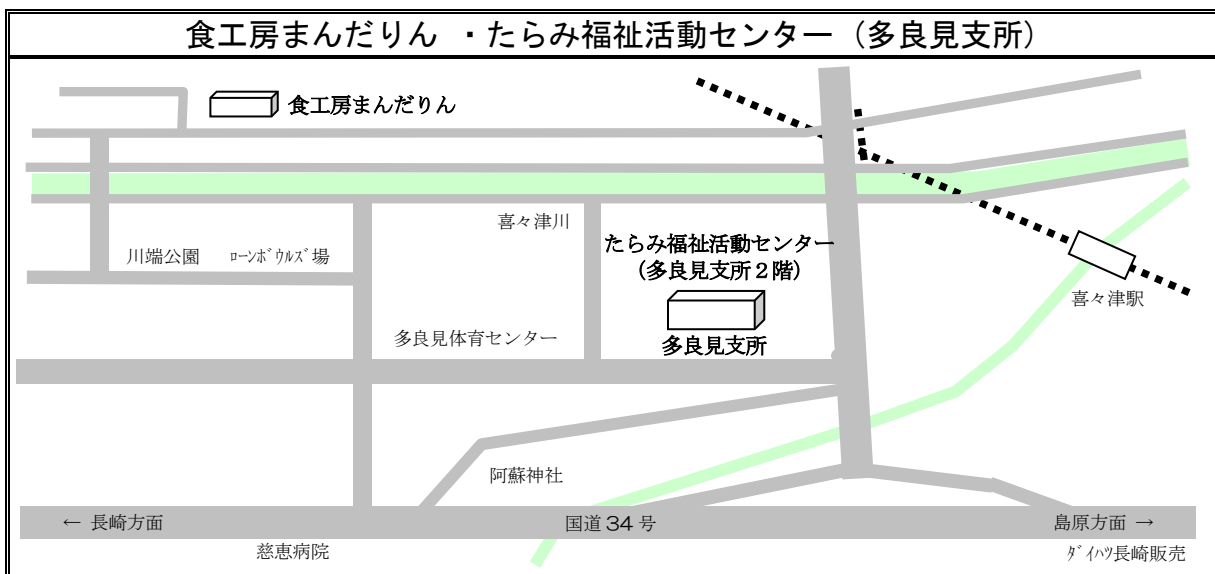


図 3

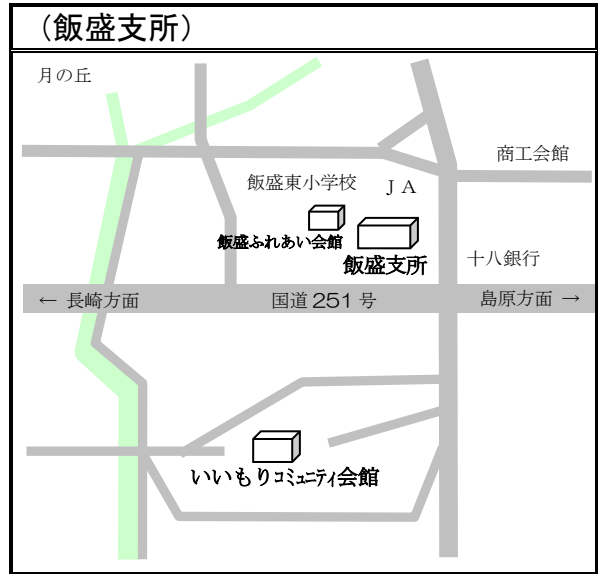
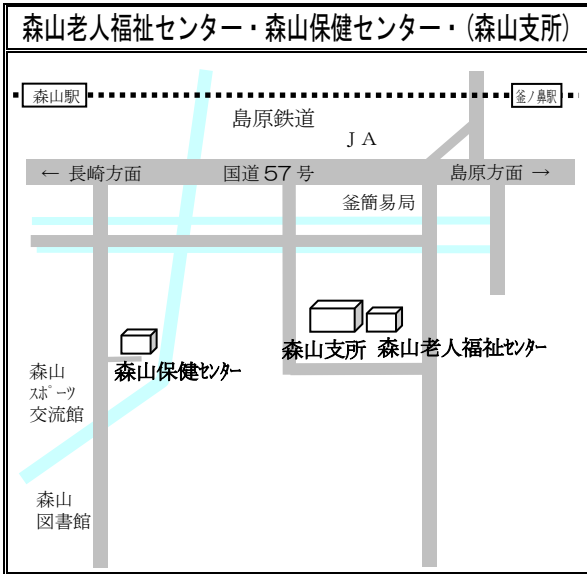


図 4

図 5

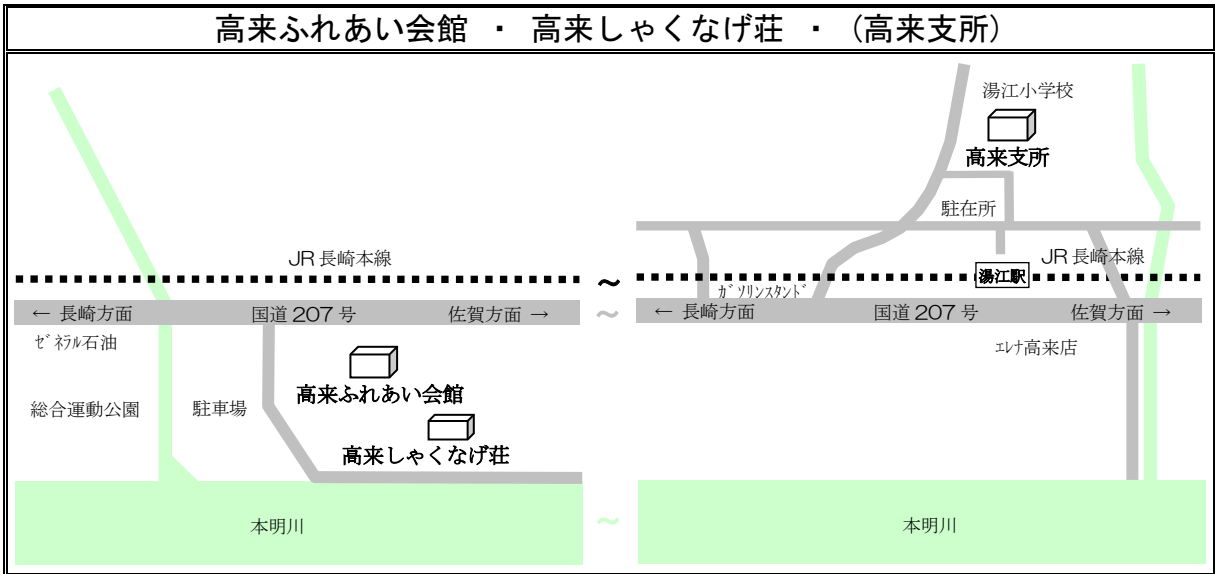
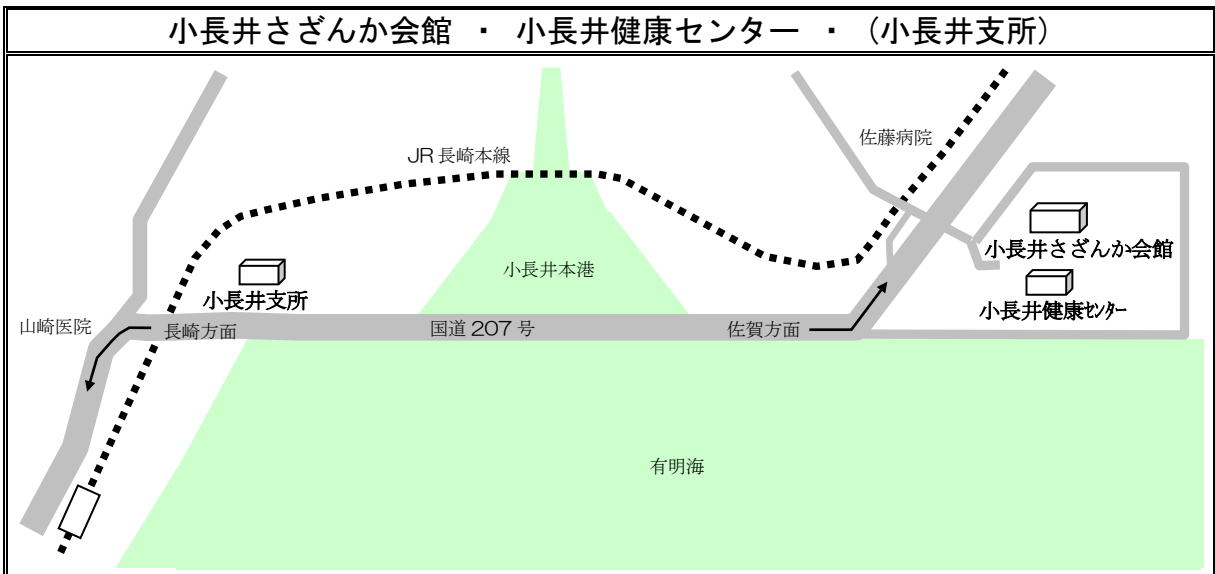


図 6



## III. 関係附属機関

### (1) 健康福祉審議会

目的と職務	本市における健康、福祉、医療の各分野に関する基本計画及び実施計画について、調査審議すること。
委員数	20人
委員構成	学識経験を有する者、社会福祉事業に従事する者、医療事業に従事する者、社会福祉団体その他の公共的団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
委員の任期	2年

### (2) 民生委員推薦会

目的と職務	民生委員法第5条第2項の規定による県知事への民生委員の推薦に関する事務を行うこと。
委員数	14人
委員構成	本市の実情に通ずる者で学識経験のある者、市議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、市の区域を単位とする社会福祉関係団体に関係のある者、教育に関係のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱した者それぞれ2人
委員の任期	3年

### (3) 食育推進会議

目的と職務	食育推進計画の作成及びその実施の推進、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策の推進を行うこと。
委員数	15人以内
委員構成	教育関係者、介護その他の社会福祉・医療・保健関係者、農林漁業分野の関係者、食品関連（食の製造、加工、流通、販売又は食事の提供）事業者等の関係者、学識経験者、その他の団体（消費者団体、ボランティア団体など）に属する者から市長が委嘱する者
委員の任期	2年

### (4) 諫早市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

目的と職務	国民健康保険法第11条の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議すること。
委員数	20人
委員構成	被保険者を代表する者(6人)、保険医又は保険薬剤師を代表する者(6人)、公益を代表する者(6人)及び被用者保険等保険者を代表する者(2人)として市長が委嘱する者
委員の任期	3年